

東京弁護士会の新規登録弁護士研修のいま

当会が実施している新規登録弁護士研修の概要をご存知でしょうか。

当会の会則第26条の3は、新規登録弁護士に対し、新規登録弁護士研修の履修を義務づけるとともに、新規登録弁護士を雇用等する弁護士会員に対し、研修協力義務を課しています。

当会の新規登録弁護士研修は、日弁連が定める新規登録弁護士研修ガイドラインに則りながらも、我が国最大の大規模弁護士会としての実情や近時の法科大学院教育や司法修習制度の現状を踏まえ、独自のカリキュラムで提供しています。本企画では、その研修内容の概要をご案内いたします。

新規登録弁護士研修日が繁忙期に開催されることもあろうかとは思いますが、新規登録弁護士が所属する法律事務所や企業等におかれては、ぜひとも快く送り出していただきたくお願い申し上げます。

弁護士研修センター運営委員会 2025年度委員長 奥 国範

CONTENTS

• 新規登録弁護士研修の概要	2頁
• かけがえのない「弁護士自治」を学び、深める	7頁
• クラス別研修世話人の声 担任から	8頁
副担任から	9頁
• 新入会員の声	10頁
• 新入会員歓迎会との連動	12頁
• 日本弁護士国民年金基金加入の勧め	13頁

新規登録弁護士研修の概要

弁護士研修センター運営委員会 2025年度委員長 奥 国範 (54期)



1 新規登録弁護士研修の全体像

当会の新規登録弁護士研修は、弁護士研修センター運営委員会が主催しており、①集合研修、②クラス別研修、③委員会等研修の3つに大別される。なお、本稿の対象ではないが、新規登録弁護士研修とは別に、弁護士倫理特別委員会が所管する新規登録弁護士向けの倫理研修があり、こちらも義務研修とな

っている。

新規登録弁護士研修は、弁護士登録後1年以内に履修すべきものとされており、1年以内に履修がなされない場合には、再履修すべきこととされており、再履修期間においても履修されない場合には、不利益措置を課されることとなっている。弁護士としての第一歩を踏み出した最初の1年間にしっかりと研修を

受講し、自己研鑽を積む習慣を身につけ、その後の継続研修による研鑽につなげていただきたい。

2 集合研修

集合研修は、弁護士登録から間もない時期に、弁護士業務を始めるにあたって、まず確認しておくべき事項、知っておくべき事項を中心に、集中的に開催している。コロナ禍によりオンライン開催となっていたが、主に77期向けとなる2025年度からは、約半分のカリキュラムについて「第1パート」としてリアル開催とし、残りのカリキュラムを「第2パート」としてオンデマンドで視聴できるオンライン配信により実施している。主に78期向けとなる2026年度は、4月14日に開催予定（本稿執筆時点では未開催）である。

義務研修であるため、厳格な受講管理を行っている。遅刻・早退の場合には義務履修とは認められず、欠席者と同様に別途オンライン配信により受講していただく必要がある。その視聴についても、視聴ログにより厳格に確認している。

内容としては、弁護士としての心構え、現代社会における法曹の役割、弁護士自治、弁護士倫理、綱紀・懲戒・紛議調停制度、会務活動等に関するパネルディスカッション、ハラスメント防止研修、マネーロンダリング対策、法テラスの利用にあたっての留意事項、刑事弁護、少年事件の付添人の活動、弁護士に対する業務妨害対策の基本など多岐にわたる。また、〈表1〉記載の外郭団体の紹介なども行っている。外郭団体は弁護士の業務や生活に必要であったり、有益である事業を行ったりしている団体であるから、弁護士として活動を始めるにあたり、知っておくべきものである。

〈表1〉

	外郭団体
1	東京都弁護士協同組合
2	日本弁護士国民年金基金
3	東京都弁護士国民健康保険組合
4	公益財団法人日弁連法務研究財団
5	日本弁護士政治連盟

3 クラス別研修

クラス別研修は、当会の新規登録弁護士研修の「目玉」となる研修である。

会員数1万人に達しようとする我が国最大の弁護士会である当会では、ともすると会員相互に「顔が見えない」関係に陥りやすい。弁護士の孤立化は、スキルの低下や不祥事につながりやすい。そのため、①弁護士としての基礎的な実務スキルとマインドを涵養すること、②新入会員が相互に知り合い、情報交換を容易にし、弁護士会における居場所を作ること、③当会の活動や制度に関する理解や関心を高め、会務活動への参加率を高めることを目的として、新規登録弁護士を20名弱のクラスに編成し、各クラスに担任（弁護士経験5～10年の若手会員）と副担任（弁護士経験11年以上の中堅会員）という2名の世話人を配置し、〈表2〉記載のテーマに関する統一テキストを用いて、全8回の講義を行っている。一般民事事件を扱う法律事務所において弁護士業務を行う場合を想定したテーマとなっているが、企業内弁護士にとっても有益であると好評を博している。

毎回の講義の進行にあたっては、原則として担任が進行し、副担任がこれをサポートすることとなっているが、第3回労働事件においては労働法制特別委員会の委員が派遣講師となり、第8回弁護士自治においては当会の副会長経験者が派遣講師となって、講義を進行することとなっている。

〈表2〉

	テーマ
第1回	民事訴訟の注意点
第2回	契約書と和解条項の作成
第3回	労働事件
第4回	離婚事件
第5回	交通事故事件
第6回	相続事件
第7回	借地借家事件
第8回	弁護士自治

研修は、各クラスにおける運営については、自主的・自律的な運営に任せており、単なる講義にとどまらず、積極的な懇親企画等の実施を推奨している。

ほぼすべてのクラスにおいて、毎回、講義終了後に懇親会を開催しているところ、この懇親会の場合が弁護士業務上の課題や法・法制度に関する有益な情報交換の場となっており、講義内容にとどまらない幅広い知見の習得や悩みや疑問の解消に寄与している。

新規弁護士登録の一斉登録日が3月下旬となった77期以降は、一斉登録日以降にクラス編成を実施し、5月・6月ころから順次開講し、概ね1~2か月ごとに全8回の講義を実施することとなる。講義日はクラスごとに確定していることから、体調不良などでやむを得ずに欠席となる場合には、他のクラスでの振替受講が可能となる。全8回の講義のうち、4回以上の出席が義務とされているが、全8回の皆勤出席が推奨される。

クラス別研修においては、①頻出事件類型をテーマとした少人数双方向型の研修による効果的な研修の実現、②懇親企画等を通じた同期コミュニティの形成、③会務に精通した世話人とのコミュニケーションを通じた会務活動への理解促進と当会への帰属意識の醸成といった機能や効果が期待されているところ、各クラスの世話人による献身的な対応によって、相応に実現しているものと自負している。

新規登録弁護士の出席確保の観点からリアル出席とオンライン出席のいずれも可とするハイブリッド開催の例が多いが、世話人からは、リアル出席における研修効果の優位性などの声が聞かれることが多い。クラス別研修は、単なる研修講座ではなく、同期コミュニティや世話人とのコミュニケーションを通じて非常に多くのものを得られる機会であるため、リアル出席が推奨される。

4 委員会等研修

当会は、多彩でかつ活発な委員会活動が特徴であり、当会の魅力の一つとなっている。

そこで、当会に入会した新規登録弁護士には、当会の委員会等の活動を「研修員」として体験していただく委員会等研修を実施している。新規登録弁護士の希望を聴取した上で配属を決定しており、ここ数年は、すべての新規登録弁護士について第三希望までのいずれかの委員会に配属することができている。

一斉登録日が3月下旬となった関係で、年度開始の時期である4月からの配属が叶わず、7月1日からの配属となるため、当該年度の9か月間において実施することとなるが、この間に、4回以上の委員会等の活動への参加及び報告書の提出が義務付けられている。

対象となる活動については、各委員会の判断に委ねており、全体委員会以外の部会やPTの会議への出席をもって参加とカウントしたり、会議出席以外の活動への参加をもってカウントしたりする例もある。

注意すべきは、会務活動等に関する会規が弁護士会員全般を対象として、当会の社会的責務としての公益活動を継続するために参加を義務付けている会務活動等への参加義務とは目的等を異にするものであり、免除等の要件も異なるということである。

会務活動等の参加義務は、委員会等への出席に限らず、当会が会務活動として実施する様々な公益的活動によって履践が認められ、また、当会の弁護士会員全般を対象として、毎年、継続的に会務活動等に参加することを求めている義務であることから、時々の事情により、一時的に参加が困難な場合について免除が認められる場合がある。しかしながら、新規登録弁護士研修における委員会等研修は、当会への入会にあたり、当会の委員会活動等を体験してもらうことを目的としており、新規登録弁護士研修の期間中に履修すればよく、毎年のように履践が求められるものではないことから、基本的に免除の対象となるものではなく、やむを得ない事情等により猶予が認められる場合があるにとどまる。

オンラインで参加可能な委員会、夕刻以降の開催が定例となっている委員会も存在することから、これらの委員会等の「研修員」として履修をクリアすることが求められる。稀に、会務活動等参加義務の免除を得たことから、新規登録弁護士研修の委員会等研修についても免除がなされたと誤解し、履修期間内の履修を怠り、次年度に再履修となるケースが見受けられ、注意を要する。

例年、当初の履修期間内である新規弁護士登録から1年以内に委員会等研修の履修をクリアできずに、再履修となる例が見受けられる。各委員会においては、

「研修員」を担当する副委員長等の役職者を選任の上、「研修員」に対し、委員会活動の内容や経緯について丁寧な説明を行うなどして会務活動に対する理解を促進するとともに、配属されている「研修員」の出席回数を把握し、出席の喚起等により、同一年度内4回以上という、委員会等研修の履修促進に尽力いただきたい。

5 任意研修

当会では、実際の事件や相談を担当することを内容とする法律相談や刑事事件の研修（日弁連の新規登録弁護士研修ガイドラインにおける「個別研修」に該当するもの）については、義務研修の対象としていない。東京三弁護士会で、刑事事件の個別研修が義務となっていないのは、当会のみである。

もっとも、当会が運営する法律相談センターにおける相談担当や当番弁護士・被疑者国選弁護事件・被告人国選弁護事件を担当するためには、それぞれ所定の研修を履修する必要がある。そのため、新規登録弁護士研修における任意研修として、法律相談センター運営委員会が開催する一般法律相談研修、家庭法律相談研修、クレサラ相談研修を指定しており、また、刑事弁護委員会が開催する刑事弁護研修（ゼミ研修、個別研修、経験交流会によって構成される）が当番弁護士・国選弁護人の待機名簿への掲載要件とされている。

直近で、当会が運営する法律相談センターにおける相談担当や当番弁護士・被疑者国選弁護事件・被告人国選弁護事件の担当を希望する予定がない場合であっても、弁護士登録1年目のうちにこれらの任意研修を履修しておくことは有益であろう。

6 未履修による再履修と不利益措置

新規登録弁護士研修は、弁護士登録から1年以内に履修することが義務付けられている。義務研修であるから厳格な受講管理がなされており、履修が確認できない場合には、翌年度に再履修となる。委員会等研修については、同一年度内で4回以上の参加が求められていることから、当初年度に3回の参加があったとしても、再履修にあたっては、改めて年度内に4回

の参加が必要となる。育児・介護、病気、海外留学等の規則で定める事情によりやむを得ず期間内に履修を終えることが困難な場合には、新規登録弁護士研修の猶予が認められる場合がある。

他方で、これらの猶予の承認を経ることなく、再履修期間においても履修が確認できない場合には、各種の推薦停止などを内容とする不利益措置がなされることとなる。残念ながら、毎年、一定の人数の新規登録弁護士に対し、不利益措置が実施されている。弁護士登録の1年目から不名誉な記録を残すことがないように注意されたい。

7 所属する法律事務所・企業等における研修協力

当会の会則第26条の3は、新規登録弁護士に新規登録弁護士研修の履修を義務づけるとともに、新規登録弁護士を雇用等する弁護士会員に研修協力義務を課している。

そして、新規登録弁護士の入会時に、所属する弁護士・弁護士法人から「新規登録弁護士研修協力届出書」を、企業等・法テラスから「新規登録弁護士研修協力確認書」を提出いただき、新規登録弁護士研修への協力を約束していただいている。業務時間中や就業時間中における研修受講やそのための外出等について、ご理解とご協力をお願いしたい。

新規登録弁護士が履修義務を怠っている場合には、新規登録弁護士を雇用等する弁護士・弁護士法人に対し、新規登録弁護士への指導の依頼や協力の勧告を行うこととなる。東京三弁護士会では協定合意を行っており、仮に、当会に所属する新規登録弁護士を雇用等する弁護士が当会会員ではなく、第一東京弁護士会や第二東京弁護士会の会員であったとしても、それぞれの弁護士会を通じて、指導の依頼や協力の勧告を行うことができる仕組みとなっている。また、企業等や法テラスに対しても、入会時に提出いただいた「新規登録弁護士研修協力確認書」に基づき、研修への協力を要請することとなる。

所属する法律事務所や企業におかれては、新規登録弁護士研修に対する理解とご協力をお願いしたい。

8 継続的な研鑽に向けて

弁護士研修センター運営委員会では、新規登録弁護士に対し、「東弁ネット研修」の視聴を無償としている。新規登録弁護士のうちから、新規登録弁護士研修以外の弁護士研修講座を積極的に受講し、自己研鑽に努める契機とすることができる。さらに、新規登録弁護士研修のすべてを履修し、かつ、クラス別研修について、義務回数である4回にとどまらずに全8回を皆勤出席した場合には、新規弁護士研修期間の終了後も引き続き、1年間、東弁ネット研修を無償で視聴することができる特典を付与している。

当会が誇る充実した研修をアーカイブとして収録し、オンデマンドに視聴することができる「東弁ネット研修」を活用することによって、さまざまな弁護士業務に柔軟に対応する術を身につけていただきたい。

9 むすびに

弁護士法第2条は、弁護士の職責の根本基準として、「弁護士は、常に、深い教養の保持と高い品性の陶やに努め、法令及び法律事務に精通しなければならない」と定めている。

新規登録弁護士研修を運営する弁護士研修センター運営委員会では、クラス別研修の世話人や各委員会の協力を得て、新規登録弁護士にとって真に有益な研修を提供するとともに、多種多様な研修講座を提供することにより、継続的な自己研鑽を支援すべく、鋭意努力している。

新たに弁護士としての第一歩を踏み出す仲間を歓迎し、弁護士としての使命を全うして十全に活躍することができるように、会員のみなさんのご理解、ご協力をお願いしたい。

かけがえのない「弁護士自治」を学び、深める

司法改革総合センター 2025年度委員長代行 堂野 達之 (52期)



1 弁護士自治の堅持と研修の必要性

価値観やキャリアの多様化や、法曹人口増加等に伴う業務基盤の脆弱化等により、特に若手会員が弁護士自治に懐疑的となっているのではないかとの声が聞かれる。他方で、弁護士の不祥事の多発により、弁護士自治を堅持していく必要性も強く認識されてきている。

当会の司法改革総合センターは、会員、特に若手会員の弁護士自治への意識を醸成していくことが重要と考え、若手会員向けの研修を実施し、自由闊達な議論を双方向、多方向的に行って弁護士自治への理解を深めることを会内で提案してきた。

2 クラス別研修への「弁護士自治」の導入

上記の提案を受けて、2023年度の当会理事者の主導により、司法改革総合センターの弁護士自治問題・隣接士業検討ワーキング・グループがプロデュースして、テキストや設問、解説を作成し、トライアルを何度か試行した。これらの成果を基に、2024年度より、クラス別研修に「弁護士自治」のテーマが1コマ追加され、研修が実施されるようになった。

3 クラス別研修「弁護士自治」の概要

同研修においては、弁護士自治の内容・根拠、弁護士と他士業との違い、弁護士自治の獲得と試練の歴史、海外での状況等、弁護士自治の基礎について解説したテキストが用いられる。

講師がテキストに沿って弁護士自治の基礎を説明した上で、事例形式の設問を基に、講師が質問をして受講生（新入会員）が意見を述べるソクラテスマソッド形式を採用している。一つの設問に対して複数の受講生から意見を述べてもらい、講師も様々な角度から質問をして、議論が活性化するように工夫されている。

設問に関しては、弁護士自治が無くなった場合、すなわち、弁護士への監督・懲戒を行う権限が弁護士会以外の組織に属するようになった仮定の下に、個々の弁護士の職務の自由や私生活上の非行等が問題となる場面でどのような事態が想定されるかを問うものとした。

4 研修に対する評価

新入会員からは、具体的な設例に対して自分の頭で考えたので弁護士自治に対する理解が深まった、一つの設問に対して多様な意見が出されてソクラテスマソッドの長所が活かされた、弁護士自治が先人達の努力に裏付けられたものだと分かった、など概ね肯定的な評価が寄せられた。

また、多くの受講生が、私生活上の非行について、どのような非行が懲戒されるのかに強い関心を寄せていた。

5 研修の成果と今後の課題

上記の研修により、講師も含めて双方向的、多方向的な議論を行うことで、新入会員の弁護士自治への意識を醸成する一定の成果は挙げられていると思われる。会員は日頃、業務や会務に追われがちであるため、このような議論の場を設けること自体が、弁護士自治の実践として意味があると言える。今後も、各所の意見を取り入れて研修の内容や進め方などをバージョンアップしていく予定である。

そして、クラス別研修は新入会員のみが対象であるが、弁護士自治をテーマに、期を跨いで多くの世代が参加するソクラテスマソッド型の研修を実施することも検討されるべきである。弁護士の経験年数や世代が異なれば、より多様な意見が出され、議論が活性化することになるだろう。

担任から

世話人として見守った新入会員の一年

弁護士研修センター運営委員会 委員 藤木 友太 (67期)



2025年度、私は初めて「クラス別研修」の世話人を担当した。

弁護士3年目に登録換えによって当会に加入した私は、この研修を受講生として経験したことがなかったため、正直なところ手探りの状態でのスタートだった。しかし1年間関わってみて、これは新入会員にとっても、そして世話人にとっても、とても魅力的な制度だと感じている。

クラス別研修では、実例形式の教材を素材に、少人数のクラスで意見を出し合いながら議論を進めていく。講義というより、参加者同士が考えを述べ合いながら進むゼミのような形式である。このスタイルだからこそ、新入会員の成長を間近に感じることができたのだと思う。

年度の初めのころ、議論の場にはまだ少し緊張した空気があった。発言を求められると、慎重に言葉を選びながら答える。回答も、教材に書かれている事実関係や条文の当てはめにとどまるが多かった。弁護士としての実務を始めて間もない時期であり、事案をどのような観点から整理すればよいのか、まだ手探りの部分も多かったのだろう。

しかし、回を重ねるごとにその様子は少しずつ変わっていった。回答は次第にすらすらと出てくるようになり、世話人や他の受講者への質問も増えていく。議論の中では、「もし相手方がこのように主張してきたらどう対応するか」「依頼者にはどのように説明すべきか」といった、設問を一步越えた実務的な視点も自然と出てくるようになった。

おそらく、日頃の業務の中で少しずつ経験を積み重ねていったのだろう。実際の案件に触れる中で、法律問題だけでなく、相手方とのやり取りや依頼者とのコミュニケーションといった実務特有の課題にも

向き合う。その経験が、こうした議論の場でも生きてくる。1年間を通じて、新入会員が確実にたくましくなっていく様子を感じることができた。

研修の後には、任意参加ではあるが懇親会を開くことも多かった。そこでは、それぞれが日頃の業務で得た経験や疑問を持ち寄り、率直に語り合う。初めて担当した交渉案件の難しさ、書面作成で悩んだ点、依頼者対応で迷ったことなど、参加者同士で活発に意見を交わしていた。

懇親会では、実務の話だけでなく、日頃の業務の悩みや職場での過ごし方、さらには将来のキャリアについての不安なども自然と共有される。弁護士という仕事はそれぞれの環境で個別に業務を進めることが多いが、同じ時期に弁護士として歩み始めた仲間同士だからこそ、率直に話せることも多いのだろう。そうした時間は、日々の業務の中でたまった緊張をほぐす、いわば「ガス抜き」の場にもなっていたように感じる。

こうして1年間を振り返ると、新入会員たちは確実に成長していた。これからさらに経験を重ね、より頼れる弁護士へと成長していくのだろう。その最初の一步となる時期に世話人として関わることができたことを、とても嬉しく思っている。

そしてもう一つ感じたのは、この研修は新入会員のためだけの場ではないということである。若い弁護士たちの率直な疑問や新鮮な視点に触れるたび、私自身も初心を思い出させてもらった。世話人という立場ではあったが、実際には私の方こそ多くの刺激をもらった1年だったのかもしれない。

副担任から つながりを大切に

会員 濱島 幸子 (64期)

クラス別研修が本格的に始動したのは65期からのため、残念ながら私は現在のような形のクラス別研修を受講する機会がなかった。しかし、70期から74期までを担任として、75期から77期までを副担任として、計8年間担当し、率直にいい制度だなと思う。

1 副担任の役割

副担任に期待される役割は、担任と相談しながらクラス運営を行い、担任を補佐するとともに、信頼される弁護士としての対応方法などのアドバイス、新規登録弁護士相互間の親睦・懇親を深めることのサポート、広く新規登録弁護士の相談等に乗ることとされている。

研修の補佐はもちろん重要であるが、私が担任をしていた時の副担任の方々は概ね、「副担任の仕事は、懇親会を盛り上げること」と仰っており、それを実践してくださっていた。私も副担任の年次になり、教えは忠実に守ってきたつもりだ。

2 世話人を担当してみよう

「世話人」という肩書ではあるが、受講生からの鋭い質問に、理由を改めて考えたり、書籍を調べ直すきっかけをもらったりすることも多かった。過去に担当した事件の話をする中で、当時の心境等を思い出し、振り返る機会も与えてもらった。ロースクールや司法試験の制度、就職事情、働き方の変化によって、考えてもいなかった悩みを聞くこともあり、新鮮な驚きや気づきがあった。仕事におけるデジタルツールの使い方、オススメなども受講生からたくさん教えてもらった。新潟のイベントに行ったり、カラオケに行ったり、本来のカリキュラム外でも楽しい時間を過ごすことができた。

自分で経験できる事件や分野には限りがあり、他者の経験から学ぶことは何年経っても存在する。様々なバックグラウンドをもつ受講生や世話人との議論や懇親は本当に貴重で、ありがたいものだった。

受講生とは研修終了後も会務や会派等で接点があり、様々な場所で活躍している姿を見るのはとても嬉しい。

3 クラス別研修の役割

クラス別研修は、研修内容が充実していて、各分野で実務にすぐに役立つ学びを得ることができること、世話人やクラスの仲間に事件のことなどを相談し、意見交換できる場であることは非常に大きい。しかし、やはり大学でもロースクールでも修習の仲間でもない同期と出会い、横のつながりを作ることに大きな意味があると思う。

新入会員の時は、自分の所属している事務所のやり方が全てであり、他の事務所がどのように業務を行っているか、事務所の弁護士との関係性はどうかなどを知る機会が少ない。事務所外の同期同士で率直に情報交換をする機会は、新入会員の頃こそ必要だと思う。月に一度、同期だけが十数人集まる機会は当たり前にはないだろう。

集まって日々のちょっとしたことを共有できる仲間ができるだけでも素晴らしい。それに加えて、あまり経験がない事件の相談を受けたときや事件処理で困ったときに相談できる、助け合えるコミュニティが複数あることは弁護士にとって望ましいし、強みにもなる。事務所や企業によって業務の偏りはどうしてもあると思うので、クラスの誰がどんな事件をやっていたかを思い出し、いつかどこかでクラス別研修の縁が生きることがあれば、世話人冥利に尽きる。

クラス別研修の受講を終えて

会員 大森 翔 (77期)



私は、2025年3月より当会に登録し、都内の法律事務所に勤務している。新人弁護士としてクラス別研修に参加する中で、多くの学びを得たため、その一端を紹介したい。

1 クラス別研修で得られたもの

クラス別研修では、離婚、相続、労働事件等を題材とする事例教材を用い、各回、教材のテーマに従って基本的事項を検討するが、その内容は教材に掲載された事例の検討のみにとどまらない。担任は、受講者から、実際に新人弁護士として同テーマの事案を担当した際の気付きや悩みどころを引き出してクラス全体に共有し、また、経験豊富な担任・副担任も、自らの具体的な成功事例や新人時代の失敗談などのエピソードを交えて説明して下さった。こうしたやり取りを

通じて、実務において留意すべき視点や判断の勘所を、具体的かつ立体的に学ぶことができた。

また、各回の終了後に毎回懇親会を開催していただいたことも、大きな意義があった。担任の誕生日を祝う機会もあるなど、打ち解けた雰囲気の中で交流を深めることができ、今後の弁護士業務を支える人的関係を築く機会となった。また勤務する事務所の外にも、気軽に悩みを相談できる相手を得ることができたことを、大変心強く感じている。

2 さいごに

クラス別研修は、新人会員にとって積極的に参加する意義の大きい研修である。制度上は4回以上の出席が求められているが、可能な限り各回に参加し多くの学びを得ていただきたい。

クラス別研修を通じた学びとつながり

会員 山之内 薫 (77期)



クラス別研修で得たノウハウや会員同士のつながりは、今後の弁護士としてのキャリアに大きな糧になると感じている。登録直後の忙しい時期ではあるが、だからこそ、新入会員にとって有意義な機会であり、積極的な参加をおすすめしたい研修である。

1 自己研鑽の機会として

クラス別研修では、実務に直結するテーマが扱われ、担任・副担任から豊富なノウハウの解説を受けられる。

研修では担任の会員が議論をリードし、具体的事例に沿って検討するため、限られた研修時間内で、未経験の分野にも実務的な理解を深めることができる。弁護士登録直後に、体系的に知識やノウハウを学ぶことができる貴重な機会であった。

2 会員同士のつながりを深められたこと

研修後には懇親会が開催され、クラスメンバーで親睦を深めることができる。私のクラスには19名の新入会員がいたが、いわゆる町弁から大規模事務所、公設事務所、企業内弁護士など多様な会員が参加していた。

事務所に同期がいない私にとって、互いの業務内容を聞くだけでも大きな刺激になったし、新人ならではの悩みも共有できた。またクラスには、女性会員も6名おり、同性の会員と親しくなれたことも心強かった。

世話人である担任・副担任とは、いわば師弟関係のようで質問もしやすく、事件処理や失敗談、事務所経営の方針など、レジュメを超えたお話を伺うことができ、大変感謝している。

学びと交流で即独の不安を解消

会員 杉山 成榮 (77期)



私は、20年以上の社会人経験を経て、2025年4月1日当会に入会した。当会入会前は、組織人事コンサルティング会社の営業職として顧客対応や交渉の現場に立ち、その後実家の会社の代表取締役役に就任し経営実務に携わってきた。事務所に就職する道も検討したが、自らのキャリアを活かして唯一無二の実務家を目指すべく、司法修習修了後弁護士協同組合が運営するTLC北千住にて独立開業する道を選択した。自らの責任で案件を受任し、依頼者と向き合う日々は充実している一方で、即独ゆえの不安も少なくなかった。

クラス別研修について、正直なところ当初は全8回のうち必須履修回数である4回のみ受講しようと考えていた。しかし実際に参加してみると、想像以上に得るものが多く、結果として8回中7回研修に出席した

(業務の都合で1回のみ参加できなかった)。離婚、相続、労働事件といった依頼者から相談を受ける機会の多い分野について、世話人の話を伺うなど、実務に直結する知見を学ぶことができた。また、即独のため日常的に気軽に相談できる先輩弁護士がいない状況であったが、世話人や同期の会員と率直に意見交換を重ねることができた貴重な機会となった。

クラス別研修を終え、世話人の馬淵会員、新井会員には、研修でお世話になったのみならず、私の抱えている案件について丁寧にご助言をいただいたこと等、心より感謝している。さらに、同期の会員と知り合い、継続的に連絡を取り合える関係を築けたことは、今後の弁護士人生にとって大きな糧となるものである。本研修は、私にとって弁護士キャリアの基盤を形づくる貴重な機会であったと実感している。

インハウスの立場で感じたクラス別研修の魅力

会員 田中 美早 (77期)

企業内弁護士にとってもクラス別研修は有益か？と聞かれたら、私はYESと即答する。総合商社に勤務する私が、クラス別研修を受講して特に良かったことはいくつかあるが、特に次の二点である。

一点目は、日常の業務では扱うことの少ない分野の基本的な知識を身につけることができたことである。特に私は離婚、相続、交通事故等の一般民事を扱ったことがなく、自分で学ぶ時間も作れずいたため、弁護士の基本としてそれらのテーマを学ぶことができたのは良い機会であった。特に、担任や副担任からは、参考書には書かれていない、ご自身の経験談や実務でのポイント、すでに実際の業務で経験した同期からは、学びや悩みを教えてくださいことができ、非常に参考となった。

二点目は、同期との繋がりを築けたことである。ク

ラスには業務分野や規模等が異なる様々な法律事務所勤務の弁護士、様々な業種の企業内弁護士が集まるため、異なる環境で働く同期の仕事や悩みを知ることができた。もちろん研修中にも共有する機会はあったのだが、研修会後に毎度開催される懇親会ではよりぎっくばらんに会話をすることができた。プライベートの話も弾み、研修外で飲みに行くメンバーもいるほど、仲を深めることができたのも懇親会のおかげである。同期の弁護士たちが何を考え、何を頑張っているのか、を知ることができ、社内に同期の弁護士がいない私には非常に良い刺激となった。

このご縁に感謝し、今後も大切にしていきたい。担任、副担任だった会員、クラスの同期、またわいわい飲みに行きましょうね。

新入会員歓迎会との連動

新進会員活動委員会 2025年度委員長 前田 健志 (73期)



新進会員活動委員会では、毎年、新入会員歓迎会を主催しており、今年度の78期新入会員歓迎会は、新入会員向けの集合研修の翌日に開催した。この機会に、新入会員歓迎会のコンセプトについて説明するとともに、今年度、新入会員向けの研修制度と連動開催したことの意義について、会員の皆様に広く知っていただきたい。

まず、新入会員歓迎会には、大きく2つの開催意義があると考えられる。

第一に、新入会員同士の懇親の場であることだ。例年、ビュッフェ形式の食事と景品が当たるゲームなどを準備して新入会員を歓迎するとともに、今後の弁護士人生で切磋琢磨し合う当会内の同期仲を深めていただく場を提供できるよう企画している。

第二に、委員会や任意団体の紹介の場であることだ。新入会員は、当会の入会后、研修員としていずれかの委員会に所属することになるが、各委員会がどのよう

な活動を行っているかについて知る機会は限られている。任意団体に関する情報についても同様で、「当会にそのような団体があったのか」という声を聞くことも少なくない。そこで、新入会員が集まる歓迎会の場において、委員会等の活動紹介の場を提供している。

そして、今年度は、例年とは異なり、集合研修の翌日に新入会員歓迎会を開催したが、その意義としては、連日開催にすることによって、新入会員にとって、当会への所属意識をより強く感じられる点にあるものと考えている。現状として、当会内の各種活動に積極的に参加する若手会員は決して多いものとはいえないため、新入会員歓迎会を通じて当会への所属意識が育まれ、多種多様な会内活動に興味を持つ若手会員が増えることを願っている。

末筆ながら、今回ご参加いただいた78期新入会員にとって、新入会員歓迎会が少しでも有意義な時間となったのであれば幸甚である。

お役立ちリンク集

東弁の若手支援制度



新規登録弁護士研修や
日常の業務に役立つ情報を
まとめました。



東弁公式キャラクター『べんとらー』

お役立ち情報満載!
今すぐチェック!



「杖先へ」
弁護士のスタートを切った皆さんへ



法律研究部に入ろう



東京弁護士会公認同好会



東京弁護士会・第二東京弁護士会
合同図書館 ご利用案内



LIBRA連載「弁護士が安心して働くための
社会保障」(弁護士の年金・保険制度)

日本弁護士国民年金基金加入の勧め

日本弁護士国民年金基金 監事 奥 国範 (54 期)

1 将来への備え

クラス別研修では、通常のカリキュラムの講義時間のうち約15分間を割いて、日本弁護士国民年金基金（以下「弁護士年金基金」という）の推進委員による弁護士年金基金の説明及び加入勧奨を行っている。

弁護士年金基金は、国民年金法に基づき、基礎年金である国民年金に上乘せ給付を行うために、日本弁護士連合会が母体となって平成3年に設立された職能型の国民年金基金であり、国民年金の第1号被保険者である弁護士及び弁護士業務補助者（配偶者・法律事務職員）が加入することができる。企業や弁護士法人に雇用されて厚生年金に加入している第2号被保険者や、第1号被保険者であっても都道府県などの地域型の国民年金基金（全国国民年金基金）に加入している場合には、弁護士年金基金に加入することができないが、逆に言えば、厚生年金や全国国民年金基金に加入していない場合には、将来に対する備えが不十分である可能性があるため、弁護士年金基金に加入することが勧奨される。

厚生年金に加入している者は、自ら特段の手続を行うことなく給料天引きの方法により厚生年金の保険料を支払うこととなり、使用者負担部分と併せて、自動的に将来の備えがなされているが、個人事業主としての弁護士は、自らの選択と手続履践により将来に備える必要がある。定年のない弁護士は、いつまでも働けると安易に考えがちではあるが、老後の生活を弁護士業務による収入のみに頼ることには大きなリスクが伴う。いつまでも十分な収入を得るだけの事件受任ができるとは限らないし、身体を壊して働けなくなる可能性もある。若いうちから、堅実に将来の備えを始めることが重要である。

2 節税効果

将来の備えのために弁護士年金基金に加入した場

合、その掛け金は、全額が社会保険控除の対象となり、非常に大きな節税メリットを得ることができる。最大で年額816,000円（2026年12月1日からは年額900,000円）の社会保険控除が可能となる。この節税メリットは非常に大きい。

そのため、当会では、集合研修における外郭団体紹介における弁護士年金基金の説明に加えて、はじめての確定申告を控えた頃に、改めて、各クラスにおいて、弁護士年金基金の推進委員を招いて、その説明と加入勧奨を行っているのである。現在は、企業や弁護士法人に雇用され、厚生年金に加入している弁護士であっても、将来、個人事業主となる可能性がある以上、年金の仕組みを頭にいれておくことは有意義である。

最近では、弁護士登録前からiDeCo（個人型確定拠出年金）の拠出を始めている会員も少なくない。弁護士年金基金とiDeCoは、同じ社会保険控除の枠組みをシェアするものであることから、節税効果の点では同等であり、上限額の枠内で棲み分けをする必要がある。個人型確定拠出年金であるiDeCoは、将来の給付額が運用実績に左右されるところ、個人型確定給付年金である弁護士年金基金は、将来の給付額が確定している。給付される年金額が確定しているため、将来の収入を安定的に予測できる反面、給付額の固定化ゆえに将来のインフレ対策としての側面は弱い。弁護士年金基金とiDeCoをバランスよく組み合わせることも一案である。

若いうちに加入すれば、毎月の掛け金の額を低額に抑えられる制度設計となっているため、まずは一口でも弁護士年金基金に加入することには大きな意義がある。

クラス別研修では、このような弁護士年金基金の説明と加入勧奨を行うことにより新規登録弁護士の将来の備えについてもサポートしている。